

## 上山高原自然再生協議会設置要綱

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この自然再生協議会は、上山高原自然再生協議会（以下「協議会」と称する。）という。

### 第2章 目的、対象区域及び所掌事務

#### (目的)

第2条 幅広い主体の参画のもと、地域に根ざした上山高原の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議・決定を行うことを目的とする。

#### (対象区域)

第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、上山高原エコミュージアムの圏域（上山高原およびその周辺集落、扇ノ山等の国有林等を含む約3,550ha）とする。

#### (所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る調整
- (4) その他必要な事項

### 第3章 構成員

#### (構成員)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 特定非営利活動法人 上山高原エコミュージアム
- (2) 兵庫県（環境担当部、但馬県民局）、新温泉町
- (3) 関係行政機関
- (4) 地域の自然環境に関する専門的知識を有する者
- (5) 上山高原での自然再生を行おうとする者（(1)、(2)を除く。）

2 前項第4号の構成員となる者は、第9条に規定する協議会の会議の出席構成員の過半数の合意を得て、構成員とすることができる。

3 前項第5号の構成員となる者は、第11条に規定する事務局に構成員となる意思表示を行い、第9条に規定する協議会の会議の出席構成員の過半数の合意が得られた場合に、構成員とすることができる。

( 構成員資格の喪失 )

第 6 条 構成員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- ( 1 ) 辞任
- ( 2 ) 死亡、失踪の宣言
- ( 3 ) 団体若しくは法人の解散
- ( 4 ) 解任

( 辞任及び解任 )

第 7 条 辞任しようとする者は、第 11 条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第 9 条に規定する協議会の会議の出席構成員の過半数の合意が得られた場合に、構成員を解任することができる。

#### 第 4 章 役員

( 役員 )

第 8 条 協議会に会長を 1 名、及び副会長を 2 名置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 4 役員任期は、2 年とする。

#### 第 5 章 会議

( 協議会の会議 )

第 9 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に構成員以外の者の出席を要請することができる。

( 公開 )

第 10 条 協議会の会議は、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

#### 第 6 章 事務局

( 事務局 )

第 11 条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局は、特定非営利活動法人上山高原エコミュージアムに置く。

(事務局の所掌事務)

第12条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第9条に規定する協議会の会議の議事に関する事項
- (2) その他協議会が付託する事項

第7章 補足

(運営細則)

第13条 この要綱に規定する他、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第14条 この要綱は、第5条に規定する協議会の構成員の発議により、第9条に規定する協議会の会議の出席構成員の過半数の合意が得られた場合に改正することができる。

附則

この要綱は、平成22年3月21日から施行する。